

(新型コロナウイルス感染症の感染状況などにより、県外からの参加をお断りする場合があります。)

- (2) 台風等の不可抗力により講習を中止する場合があります。その場合、補講を行わないことがあります。事前に講習を中止する決定を行った場合は、前日の15時までに島根県教育委員会ホームページにおける「教員免許法認定講習」のサイトで案内する。
- (3) 受講希望が少ない科目については開設を取りやめることがある。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響等で、実施内容や実施方法などが変更となることがある。
- (5) 申し込む際は、他行事・研修等と日程が重複しないか必ず確認してから申し込むこと。
- (6) 時間割、必要な持参品、事前準備等、この要項に定めた以外の事項については、「受講決定通知書」を送付するときに併せて連絡する。
- (7) 駐車場について
 - ①島根県立産業高度化支援センター（テクノアークしまね）
無料駐車場114台分あり。
 - ②鹿島文化ホール
松江市役所鹿島支所前の駐車場が利用可。
- (8) 受講に当たっては、研修にふさわしい服装に心がけること。
- (9) 受講中は、必ずマスクを着用すること。
- (10) 万一、講習を欠席する場合には、電話等で連絡した後、所定の欠席届により速やかに報告すること。
- (11) 障がいがある等、受講時に配慮が必要な場合は、申込書に配慮内容を記入すること。